主 文 原判決中控訴人に関する部分を取消す。 被控訴人等の控訴人に対する請求を棄却する。 訴訟費用は第一、二審共被控訴人等の負担とする。

控訴代理人は主文向旨の判決を、被控訴代理人は控訴棄却の判決を各求めた。 当事者双方の事実上の陳述は原判決事実摘示のとおりであるからこれを引用す

る。 証拠として被控訴代理人は甲第一号乃至第二十二号証、同第二十三、四号証の各一、二同第二十五号乃至第二十七号証を提出し原審における証人A原告本人B及び当審証人C同Dの各訊問の結果を援用し乙第一号乃至第六号証同第九、十号証同第十二号乃至第十四号証同第三十一、三十二号証同第三十四号証は成立を認める。同第三十六号証は謄写版の部分のみ成立を認める。その余の乙号各証はすべて不知と述べ、控訴代理人は乙第一号乃至第三十六号証を提出し原審における証人E被告本人F入び当審証人G同H同I各訊問の結果を援用し甲第七号乃至第九号証同第十七、十八号証同第二十号証はいずれも不知その余の甲号各証はすべて成立を認めると述べた。

理 由

右残株は前示総会及び役員会の両決議に基いてその条項のとおり処置すべきであるにかかわらず控訴人は当時同会社の専務取締役たる地位を利用し右総会の決議を無視して同年同月三十一日独りで右残株全部を引受けてしまつた上増資報告総会を経て同年八月二十六日津司法事務局四日市出張所において増資の登記手続を結了したのであるが控訴人と前記訴外会社間の右残株五千九百五十株についての引受契約は前示の如き総会の決議に違反し株主平等の原則及び法律上衡平の原則に悖る違法のものであるから当然無効といわねばならない。よつてその無効確認を求めるため本訴に及ぶ」というにある。

石主張に対し控訴人はまず「被控訴人等は右残株五千九百五十株の引受契約を無効と主張しながら他面資本増加の有効なるとと七主張しているのであるからかかる矛盾した主張は許さるべきでない。被控訴人等の主張する如く控訴人のした右引受行為が無効というととになれば増資新株総数一万五千株中その四割に相当する五千九百五十株の引受が無効となるのであるから当然増資それ自体が無効となるべきである。従て被控訴人等は商法(昭和二十五年法律第百六十七号による改正前の商法、以下旧商法という)第三百七十一条に定めた法定の期間内に資本増加無効の訴を提起すべきであるのに事茲に出ですして本訴の如き訴を提起するのは不適法である」と抗弁する。

よつて右控訴人の主張の当否についてしらべる。

被控訴人等及び控訴人がいずれも被控訴人主張のとおりの株式を有する訴外会社 の株主であるてと、被控訴人主張の臨時株主総会並に役員会において被控訴人主張 のとおりの決議がなされたこと、株主に対し割当株式の引受を求めたのに五千九百五十株の残株が生じたこと、訴外会社と控訴人間に右残株五千九百五十株について引受契約が成立したこと、被控訴人主張の日時増資報告総会を経て増資の登記が完了したてとはいずれも当事者間争のないところであるから被控訴人等はその主張するような事由を以て右残株五千九百五十株のみの引受契約の無効を主張しうるや否やが争点である。

そこで考えるに本件においてもし右残株五千九百五十株の引受契約が無効となる ものとすれば旧商法第三百五十六条の法意と株式会社に関する旧商法の原則に照ら しそのことは延いて本件資本増加の無効を来たすものと解するを相当とする。すな わち右旧商法第三百五十六条は少数の新株の引受欠缺ある場合に取締役の補充的責 任を認めて以て増資そのものの無効を来たすことを防止する趣旨の規定であつて、 多数の新株の引受欠缺ある場合にはその適用なきものと解すべきである。而して右 にみたとおり増資前の訴外会社の資本の総額は金二十五万円(一株の金額は金五十 円、株式総数は五千株)であつたところ本件増資に際して増加した資本の額は金七 十五万円(一株の金額は五十円、その株式数は一万五千株)であるから前記残株五 千九百五十株はこの増資にかかる株式数一万五千株の約四割弱、増資後の総株式数 1万株の約三割弱に該りしかも増資前の会社の株式総数に超過する株式であるか ら、かかる多数の株式が引受無効となる結果生ずるところのその部分の引受の欠缺 は必然的に会社資本の鞏固を害し且資本増加の目的の達成を妨げるものとして増資 の成立を妨げるに至るのであり、かく解することが社会通念に適するゆえんでもあ る。この点に関し被控訴人等は右残株の引受が総会の決議に違反する故を以て無効 とせられた暁にはその部分の株式を前記決議の趣旨に則つて株主等に割当てるべし というのであるから旧商法第三百五十六条の関知するところでないと主張する。しかしながらかかる残株の引受が無効なる場合も新株の引受のない場合と同様に論す べきものであり、かつこのことはその引受無効の原因の如何を問わないものと解す るのを相当とし、被控訴人が主張するように旧商法第三百五十六条の規定を度外視 するわけにはいかないのであるから右被控訴人の主張は採用しえない。尚本件増資 については被控訴人等も認めるようにその登記も完了しているのであるから増資は 結了したものと解せねばならぬ。従つて今更残株について総会及び役員会の決議の趣旨に従つて前記残株の引受を求めることはでいきなものと言わざるを得ない。 〈要旨〉さて前記残株の引受無効は当然に本件増資自体の無効を来たすのであり右

〈要旨〉さて前記残株の引受無効は当然に本件増資自体の無効を来たすのであり右残株引受の無効と本件増資の無効〈/要旨〉とは不可分の一体として観念せらるべきものであり前者を後者から切り離すことを得ないものと解するを相当とする。いいかえると右残株の引受無効を主張せんとするものは必ずや本件増資の無効を主張しなければならないのである。

しかるに被控訴人等は本件増資の有効なることを主張しつつ(このことは被控訴人等の主張自体に徴し洵に明白である)単に前記残株五千九百五十株の引受のみの無効を主張するのであるからこのような恣意なる主張は法律上理由なく許されないものといわねばならない。もししからずと解するならば旧商法が第三百七十一条において増資無効の主張にいろろの制約を設けた精神は全く蹂躙せらるるに至るであろう。

ひつきよう被控訴人等の本訴請永はその主張自体において失当としてとうてい容認しがたいところといわねばならない。

従て本訴請求はその余の争点について判断するまでもなく失当として棄却すべき ものであるにかかわらず原判決が之を認容したのは不当である。

よつて原判決を取消すべきものとし民事訴訟法第三百八十六条第九十六条第八十 九条第九十三条を適用し主文のとおり判決する。

(裁判長判事 中島奨 判事 長尾信 判事 白木伸)